

IASBが、IAS第41号ではなく、IAS第16号の適用範囲に果実生成型植物を含めるために、IAS第16号及びIAS第41号を修正

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- 本修正は、果実生成型植物の定義を満たす生物資産を、IAS第16号に従って有形固定資産として会計処理することを要求している。
- 果実生成型植物は、農産物の生産又は供給に使用され、当該植物が農産物として売却する可能性がほとんどない（当該植物の生産寿命後の付随的なスクラップ売却を除く）生きている植物として定義される。
- 費用対効果の理由から、本修正は、移行時において、果実生成型植物に関して、みなし原価としての公正価値の使用を認めている。
- 本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度より遡及適用され、早期適用は認められる。

本IFRS in Focusは、IAS第16号の適用範囲に果実生成型植物を含める、IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第41号「農業」の最近の修正を要約している。当該資産は、以前は、IAS第41号の適用範囲に含まれていた。

なぜ本修正が公表されたのか？

本修正の前は、IAS第41号は、公正価値測定が、生物資産の生物学的変化を最もよく反映するという原則に基づいて、すべての生物資産を、売却コスト控除後の公正価値で測定することを要求していた。

IASBは、成熟した果実生成型の生物資産は、もはや生物学的変化を受けていないため、当該資産について、公正価値測定は適切ではないという議論をした利害関係者からフィードバックを受取った。いったん当該資産が成熟すると、生産資産となり、その性質が財の製造に使用される機械設備に類似するため、当該資産はIAS第16号に従って会計処理されるべきである。

IASBは、これらの懸念について認識し、2013年6月に、果実生成型植物の定義を満たす生物資産は、IAS第16号に従って会計処理することを提案する公開草案ED/2013/8「農業：果実生成型植物」を公表した。これらの修正は、最終化された。

新しい要求事項はいつ適用されるか？

本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度より適用され、早期適用は認められる。企業が本修正を早期適用する場合、その事実を開示しなければならない。IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、本修正は遡及適用される。

本修正の適用開始において、企業が、表示する最も古い期間の期首現在のみみなし原価として、果実生成型植物項目の公正価値を使用することを認めている。

企業は、IAS第8号28項(f)で要求されている当期についての定量的情報（影響を受ける財務諸表の各表示項目の修正額を開示することを要求）を開示することを免除されている。しかし、企業は、表示する過去の各期間について、これらの開示を提供することを要求されている。

見解

当該免除は、適用開始年度において、企業が二重でシステムを管理する必要性を取り除く。

本修正によって導入された変更は何か？

本修正は、果実生成型植物を定義し、果実生成型植物の定義を満たす生物資産を、IAS第16号に従って有形固定資産として会計処理することを要求している。したがって、企業は、果実生成型植物を、当初認識後に原価で測定するか、又は再評価で測定することを選択できる。

果実生成型植物は、次の「生きている植物」として定義される。

- 農産物の生産又は供給に使用される
- 1報告期間を超えて生産することが見込まれる
- 農産物として売却する可能性がほとんどない（付随的なスクラップ売却を除く）

しかし、果実生成型植物の上で成長する作物は、IAS第41号に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定すべき生物資産である。

本修正により、果実生成型植物に関連する政府補助金は、IAS第41号の適用範囲ではなくなる。当該補助金は、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従って会計処理しなければならない。

見解

生物資産の中には、果実生成型属性と消費型属性の両方を有しているものがある（例えば、

果実（果実生成型属性）と材木（消費型属性）の両方のために栽培される樹木など）。IASBは、修正の範囲を、果実生成型の生物資産としてのみ使用される生物資産に限定することを決定した。

IASBは、家畜について取得原価モデルの使用は、より複雑であり、家畜についての活発な市場は通常存在し、公正価値情報が容易に利用可能であり、取得原価モデルより簡単に適用できるため、修正の範囲から家畜を除外した。

IASBは、IAS第16号の一般原則は容易に果実生成型植物に適用できると考えているため、上述のIAS第16号の適用範囲の修正以外、重要な修正は行わなかった。

見解

企業は、IAS第16号に従って、果実生成型植物を、当初認識後に取得原価モデルか、又は再評価モデルを使用して測定する選択肢を有するが、IASBは、ほとんどの企業が取得原価モデルを適用すると予想している。

以上

トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.tohmatsu.com/ifrs/>

トーマツでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS推進」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

● トーマツのIFRSサービス

トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

● IFRSとは

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国のIFRSロードマップ案/IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向

● 解説記事

IFRS基準の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/ニュースレター

● セミナー

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

● 寄稿記事

● 出版物

市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツ IFRS推進 Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatsu.co.jp